

2017年7月6日

企業会計基準委員会 御中

アスク工業株式会社

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

従業員等が自己の責任の下に、公正価値な評価額をもって投資として金銭を払い込んでいるので、その対象が従業員等だからという理由をもって労働や業務執行等のサービスの対価として整理することはできないのではと考える。よって、当該有償新株予約権には報酬という概念が発生しないため、費用計上が発生する余地がないのではと思われる。

以上より、質問1には、同意できない。

以上